

第 5 2 号 議 案

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の
一部を改正する条例

新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例（平成 14 年
新宿区条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び別表健康診査の項中「歯周疾患検診」を「歯周
病検診」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省
令第 69 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため